分離

F A O 1 2 2

第 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 個人番号 住 所 アヘ゛ フリガナ ハナコ 、 又 は 事業所 表 町1-1-1 (FI) 花子 安倍 事務所 氏 名 居所など 別職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄 男女 平 安倍 進次郎 平成 29 年 1 月 1 日 1 2 番号 同上 生年 電話 自 宅・勤務先・携 帯 成 3 56 1 2 月日 翌年以降送付不要 特農の 整番 理号 種 類 (単位は円) 課税される所得金額 事 0 営 $\overline{\mathcal{P}}$ 0 0 等 (26) 、年分以 (9 - 25) 上の⑩に対する税額 **(1)** (27) 業 農 業 0 収 不 $(\dot{})$ 動 産 配 当 控 除 (28) 1 1 1 6 降 X 用 \odot 29 子 利 (特定增改築等) 当 (30) (T 配 2 2 3 1 3 住宅借入金等特別控除 分 (31) 金 給 与 \mathcal{D} 7 8 0 2 0 0 政党等寄附金等特別控除 ~ (33 金 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 35 公的年金等 (\pm) 住宅特定改修 · 認定住宅 分 新 築 等 特 別 税 額 控 除 分 ~ (37) 雑 額 · 引 所 得 税 額 ②· ②· ③· ③· ③· ③ · ②· ③· ⑤· ⑤· ③) (T) (38) 0 そ 他 ഗ 剠 期 \mathcal{F} 災害減免額 (39) 短 等 ഗ 再差引所得税額(基準所得税額) 期 \bigcirc (40) 0 税 復興特別所得税額 額 (#) (41) 0 時 の 所得税及び復興特別所得税の額 記 事 営 業 等 (42) 0 入をお忘 外国税額控除 公分 業 (43) 業 所 所得税及び復興特別 44) 不 産 2 0 3 7 0 所得税の源泉徴収税額 れ 所得税及の単集納税 (42) - 43 - 44) 2 3 7 0 (45) 0 利 子 得 所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分) 46 当 配 2 2 3 1 3 所得税及び復興 金 納める税金 (47) 0 0 給与 1 3 0 2 0 0 特別所得税の 第3期分の税額 週付される税金 納管 (48) 2 0 3 7 0 雑 額 総合譲渡・一時 **労+{(**(コ+サ) **x** ½) |配偶者の合計所得金額||49| 事 業 専従者給与(控除)額の合計額 (50) 計 1 5 2 5 1 3 青色申告特別控除額 雑 損 控 除 住 民 雑所得一時所得等の所得税及び複製特別 所 1 6 9 5 3 (52) 医療費控除 所得税の源泉徴収税額の合計額 未納付の所得税及び復興特別 (53) 社会保険料控除 所得税の源泉徴収税額 資 産 カ 本年分で差し引く繰越損失額 (54) 小規模企業共済等掛金控除 5 平均課税対象金額 (55) 生命保険料控除 総合 変動・臨時所得金額 (56) 地震保険料控除 延届申告期限までに納付する金額 57 寄附金控除 0 0 弓 の出延納届出額 58 0 0 0 寡婦、寡夫控除 0 0 0 0 か 本店·支店 検 算 銀行 還受 SBI 勤労学生、障害者控除 0 0 0 0 金庫· 組合 出張所 れ 農協・漁協 本所• 支所 さ れ 0 0 0 0 預金 普通 当座 納税準備 貯蓄 配偶者(特別)控除 郵便局 る 通 信 日付印 る場名等 種類 (23) 0 0 0 養 控 除 0 扶 金 口座番号 余 1 2 3 4 5 6 7 の所記号番号 (24) 3 8 0 0 0 0 基 礎 控 除 額 年月日 1 25) 合 3 8 0 0 0 0 計 整 7 理 士 名押印 話番号 動 **(FI)** 一 連番 号 理 答 名簿 理 欄 税理士法第30条 税理士法第33条 補 確 の2の書面提出有 認 В C D Е G_L H Ι

_ 税務署長

本所

平成 2 8 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

添付書類台紙

住所 (又は 事業所 居所など
)

町1-1-1

(氏 名 安倍 花子

の り し ろ

源泉徴収票(原本)

の り し ろ

本人確認書類(写)

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

「<u>番号確認書類」の写しと「身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。</u> 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であること を確認できる書類の<u>写し</u>》

- ・運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

などのうちいずれか1つ

申告に当たっては、上記 及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、 地震保険料控除、寄附金控除関係書類(該当するものに限ります。)などを、この台紙にのりづけ し申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要 です。)。

上記
以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出 してください。



	(2017:10:01;1		乃 7以 ~ -	,, - <u></u> ,, -	整理番号					F A	0 0	7 6	
- 半凤	[2 8]年分	の復興特別所	所得税の値	定申告書日	_	所得から差	:1 214	いわて今	安石ノー		車西		
						月 まのり		損害年			手以 を受けた資	産の種類	など .
					雑								- -
					控除	損害金額	F	円 保険金など 補塡される	3	P	差引損失額 うち災害隊	関連	円 J
	-	1 - 1 -	1					金	門	保険金な	支出の金	額	円
住 所屋 号					医療費	支払医療費		/C 56 ded		補塡される	5金額	- 1/ 1/	
フリガゲ	ナ アベ ハナコ				(2)	社会保険の種類	支 払	<u>保険料</u> 円	(3)	掛金の積	重類 3	支 払 挂	卦 金 円
	<u>安倍</u>	艺子			社会保				小等 規 模掛				
					険料				企業控				
					控除	合 計			共 ^在 済除	合	計		——————————————————————————————————————
	毎日 氏須の		<u>詩別所得税♂</u>	D源泉徴収税額)	- 1 (4)	新生命保険料の計		円	旧生	命保険料			, ,
所得の種類		生ずる場所又は 公者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税8 円 P	ā	TOTAL TOTAL STATE			旧個	人年金保険料	半の計		-
利子・ 配当	3 D T 証分		22,3		1禾								
	株式会社				15 地震険	地震保険料の計		円	旧長	胡損害保険料	物計		円
給与			780,2	200 0									円
株式等の譲渡	計算明細書のとお	ני	1,000,0	000 16,953	寄控	寄附先の 所在地・名称				寄附	金		
の譲渡 			, ,	,	18 本人	□ 寡婦(寡夫		死 死 四)		勤労学生 対分学生 ^{学校名}	控除		円円
					⊕事	□ 離 婚	一一未	死 不 明 帰 還		F1X TI			
		所得税 (44)所得税(レ 及び復興特の源泉徴収税額 計	別 P 20,370		氏 名							(
○ 炒 件 6斤/里 / .	いめ年今笙川が、			● -時所得に関する事I	21)	配偶者の	氏名	生生	₹ 月	В			控 除
所得の種類	種目・所得の 生ずる場所	収入金額	必要経費等					明·大 昭·平				偶 者 扎 男者特別	
	生 ず る 場 所 L記のとおり	円	必女社員、	F) P		(R #F R							」控除
配当		22,313		0 22,313	擦	個人番号 控除対象扶養親	!族の氏名	続 柄	生	年月日	3	控除	額
									明・大 召・平				万円 ³
					扶	個人番号							1
					養				明·大 召·平				万円 (
 〇 特例:	 適用条文等				┛ ¬ 控	個人番号							1
									月·大 召·平				汧
					除 	個人番号					•		
(事業)	専従者に関す	る事項						@) 扶養	控除額の	合計		万円 (
	従者の氏名	但	到 人 番 ·	弓	続柄	生 年 月 明·大	日	従事月数	・程度	₹・仕事の[内容 専従	者給与(挖	空除)額
						昭・平 ・	•						
						明·大 昭·平 ·	•						
○住民	税・事業税に	関する事項	į					(5)	厚従者給! 	与(控除)額の合詞	計審頁		
16 ±	共養親族の氏名	- •	個 人 番	号	続柄	生年月日	別	居の場	合の	住 所	寄門都道府県	寸金 税 額	控除
は 満一						т · ·					市区町村 住所地の共 金会、日赤式	寸分 同募	
民養無						т · ·					条 都道		
税 <u>族</u>			T	- 0	<u></u>	и · ·	44.	. Whate	12 7 11"	■N M /亚-*	分市区	町村	***
	:関する住民税の特 ・割 額 控 除	***		居 住 者 の 特 大等譲渡所得割額控		5,53	4月1	・公的年金等に日において65iこの形況に係る6	歳未満0	の方は給与所行	₽	給与から 自 分 で	左引き / 納 付
=	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		所得 金額	損益通算の特	寺 例 適 用	前の	→ 以外)の所得に係る(徴収万法の選 年中の (廃)業	7.		
光	ミュース (M) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S			不動 事業用資産の	譲渡損失	得 など				<u>(廃)業 º</u> !都道府県(差引き納付
別居の控除対象	配偶者・控除対象扶養等 従者の氏名・住	態 氏	住所	所かれ	得税で控	除対象配偶者 氏 た 専 従 者 名			給与			一連番品	

一連 番号

所得税で控除対象配偶者 などとした専従者名

別居の揺除対象配偶者・揺除対象決養親族 ・事業専従者の氏名・住所名

住所

平成 28 年分の 係得税 及びの確定 申告書 (分離課税用)

_											1 F		T							\ -				第
												整番	埋 号						霍	- 連				≡
											Г		<u>-</u> π	主け	「∠⋋商仕≐	:# 1 Η σ	后任	₽」、「∐	## 65 / /	V 71-	+ 「1日前	北丘但	がちこ	一表 二
											Ш							テ」、 '□ 税額を計						平
		囲	Γ 1	- 1 - 1							֡֡֞֞֞֞֞֞֞֡֓֞֞֞֡֓֡֡֡֞֞֓֓֡֡֡֡֡֡֡֡֡֡֡֡													一成
住屋		近 号									╟	所法	<u></u>	特 措法	寺 震法	例		適	<u>用</u> 系	条	<u>:</u>	<u>文</u> 項	号	+
ノリフリ		- _{iナ} アベ ハナコ									lŀ	*****						条の				項		물기
氏		安倍	花子	<u> </u>							lt							条の		<u></u>		項		号石
											╟							条の		<u></u>		項		号以
国税	广H	P(2017:10:01;	16:0	4:48.1V)				/ 畄	合 に	ま円) 							0,		0				号 別降 用
		短一般分		- ,				(+	177 10	<u>* J</u>	ĺГ			70	対原	こ分	(78)							0 5
ПΔ		期 報	3								<u> </u>	£K		70	対原		_					- '		
収	分	長一般分	(1			Ιľ	税	税	72		こ分	-							第 三
	☆A-	期 特 定 分						ı			:	金		73		こ分	-							0 表
入	離	譲りを課分	9		-						Ħ	の		74		こか								Ĭ
	課	一般株式等の譲渡									11		ᇶ	75		5分								┨.`
	ты	上場株式等の譲渡	9	1	0	0	0	n	0	0	i	計	額	76		5 分								—
金	税	上場株式等の配当等	(F)								<u> </u>	算		77		5 分	_							
		先物取引	(b)								$\ \ $		78		までの 表の ② I									$\frac{1}{0}$ $\frac{1}{B}$
額		」 山 林	\oplus		-						╽┠		株	本年分	3064√6	らから	67)							$\frac{\sigma}{\sigma}$
HX		艮 職									╢	そ	式	翌年以	引く繰越掛	される	88							
		短 一般分									11,	の	等配当等	本年	失 の st 分の 66	から								 表
		譲しおはい						ı			11		先	本年	引く繰越 分の 67 引く繰越	から	90							-1.
所	分	度 一般分									Ηľ	他	物取	翌年以	人後に繰り起	される	91							第
	,,	期特定分									┨┖ ╱	 ``	1 引		失の領			譲渡所	但一思	1 t z	車頂			┛Ξ
得	離	譲軽課分	-					1			┧┟								身	≜ 引 釒	? 額	#± 0:		
173	課										╽┠	<u>X</u>	ח	P川(守U):	生ずる場	51-71	必っ	要 経 5	円 (5	X 入 金 1 - 必 要 ?	^額 経費) 円	1寸 万	控除	
	税	上場株式等の譲渡	65		1	1	Λ	7	Λ	Λ	╢								13		,,,			維
金	1,0	上場株式等の配当等	66								$\ \ $													اتا
		先物取引	67		-1						┧╽						合	計(92					提
額			68								┨┖		/\ A	-m124 a	2 1 18 1					38 -1- 7				<u></u>
		日 日 財 職	69											課税() 所得(σ			記当所	号寺に 配当所		ξZ	* ¬'		。 って
	総言	言課税の合計額	9		1	5	2	5	1	3	┪┞			る場片		仅 又	金 /	: 額	負債	の利	子	差引	金 1	
共出	(申 所得)	告書 B 第一表の ⑨) から差し引かれる金額				8	0	0	0	0	$\ \ $							רה			ה			た
税	(申	書書 第一表の②)				O	U	0	0	0) i	艮職	所得	に関す	る	耳項							
金		9 対応分	-					0			[所	得σ)生ず	る場所	fi	ЦΣ	λ	金額	額	退職	所得	控除額	頭(
"	課税	6000 対応分	-					0	0	0	╁					+				円				円
の	され	666 対応分	-					0	0	0	{ L													
اج	る	_						0	0				A D		CF			* 左 □					<u> </u>	
計	所 得	66 対応分67 対応分	-					-		0	$\left\{ \ \right $	整		1		通	- 古 :	等年月 	П					\dashv
算	金額	❸ 対応分	-					0	0	0	$\ \ $	理	取得			算			特例				Т	\dashv
7			-						0	0	$\ \ $	欄	期限資		λ			申告	期間					\dashv
		⊚ 対応分	$ \Psi $					0	0	0	J L		産		<u>入</u> 力)		区分						

「上場株式等」の 欄の金額が赤字の場合で、 譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成28年分】

整理番号	
------	--

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に 使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの ▼必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所	町1-1-1		フリガナ	アベ ハナコ
(前住所)	()	氏 名	安倍 花子
電話番号	職業		関与税理士名	
(連絡先)	地 来		(電 話)	(

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収	譲渡による収入金額	Ħ	1,000,000 円
入金	その他の収入		
額	小 計(+)	申告書第三表金へ	申告書第三表 ③へ 1,000,000
必要経費	取得費(取得価額)		889,300
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための委託手数料		
に要した			
費用等	小計(から までの計)		889,300
特別譲渡	E 管 理 株 式 等 の み な し 度 損 失 の 金 額 (1) Editan で書いてください。)		
差	引金額(--)		110,700
特別要し	定投資株式の取得に した金額の控除 (2) が赤字の場合はひと書いてください。)		
所 (一般株式	得金額 (-) 等について赤字の場合は 0と書いてください。) 気について赤字の場合は を付いて書いてください。)	申告書第三表(4)へ	黒字の場合は申告書第三表65へ 110,700
本年	分で差し引く上場株式等に る繰越損失の金額(3)		申告書第三表®7へ
-	対容除後の所得金額 (4) (-)	申告書第三表で3へ	申告書第三表(3)へ 110,700

(注) 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引)がある場合の「上場株式等」の から までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の ⑥欄に0を記載します。

	措法_	条の
特例適用条文	措法_	_条の

整理欄

- 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 2 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、 欄の金額を限度として控除します。
- 3 欄の金額は、「上場株式等」の 欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の 欄の金額が 0 又は赤字の場合には記載しません。 なお、 欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 4 欄の金額は、 欄の金額が O 又は赤字の場合には記載しません。また、 欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の ⑤欄の金額が同 欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取 引 先 (金融商品取引業者等)		譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座	SBI 証券会社	本 店 支 店 出 張 所	円	円	円	円
- <u>-</u> - 簡易口座	銀 行¦ ()	出張所 ()	1,000,000	889,300	110,700	16,953
源泉口座 6	証券会社 銀 行 ()	本店店店出張所				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店店 店 店 店				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出 張 所 ()				
源泉口座	証券会社 銀 行	本 店店店 店 店				
簡易口座	()	()				
合	計(上場株式等(特定口座))		1,000,000	1面 へ 889,300	110,700	申告書第二表「所 得の内訳」欄へ 16,953

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲 渡年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料		取 年月	 得]日
一般株式等 ・ 上場株式等			株(口、円)		円	円	円	()
一般株式等 ・ 上場株式等								(•)
一般株式等 ・ 上場株式等								(•)
一般株式等 ・ 上場株式等								()
一般株式等 ・ 上場株式等								()
合	計	— 上:	般 株 場株式等(: 式 等 (一般口座)	1面 へ 1面 へ	1面 へ	1面 へ 1面 へ			

特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書

この計算書は、確定申告をする配当所得(申告分離課税を選択 したものを除きます。以下同じです。)のうちに、特定証券投資 信託の収益の分配に係る配当所得がある方が使用します。

(平成 28 年分) 氏 名 <u>安倍 花子</u>

課	配当所得 税	の区分 総	所	得	金	額	①	円 0		課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、門稅株式等に係る課稅譲渡所得等の金額、租場、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額、額
配	当	所	 得	の	金	額	2	22,313		(大きれ)、(大きされ。 (大きされ。 (配当所得の金額を書いてください。 申告分離課税を選択した上場株式等に 係る配当所得については、配当控除は 適用できません。
②(の) う!	対配		か 配 新 4	当等	に 係 金	る額	3			利余金の配当、利益の配当、剰余金の 分配等及び特定株式投資信託の収益の 分配に係る配当所得の金額の合計額を 書いてください。
	と な ^{特定証}	券投資信	℡│以	貨建等証 外 に (一券投資係 系 る 金	言託	4	22,313	 	外貨建等証券投資信託以外の特定証券 投資信託の収益の分配に係る配当所得 の金額の合計額を書いてください。
控:除(ᇵᇒᇄ	行得の金	AL -	貨建等証 係 る	送券投資(る) 金	言託額	(5)		 	特定証券投資信託のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。
	尼当控除	額の計	算						\ >	
3		(①-(4) - (5)	- 1千万F	円)		6	(赤字のときは0) 円		
係る控		((3) -	6)			7	(赤字のときは0)		√ ③欄に金額がある場合にのみ書い
除額の		(⑦ ×	10 %)			8			てください。
計算		((3 -7) × 5 9	%)		9			
ط ات		(①	- (5) - 1	千万円)			10	(赤字のときは0)		
係る控		((4) -	10)			11)	(赤字のときは0) 22,313		☑ ④欄に金額がある場合にのみ書い
除額の		(① ×	5%)			12	1,116		、 してください。
計算		((4 - 11) ×2.5%	6)		(13)	0		
ات (ق		((<u> </u>	F万円)			14)	(赤字のときは0)		
に係る控			(⑤ -	14)			15)	(赤字のときは0)		〔③欄に金額がある場合にのみ書い
除額の		((15 × 2	.5%)			16			「Lてください。
計算		(((5) - (15)	× 1.25	%)		17)			
		当 ③+⑨+	控 ⑫+⑬	除 +個+⑰	割)	į	18	1,116	}	・ 申告書第一表の「税金の計算」欄の配 当控除に転記してください。

30	 _年_			平成	2	8	年:	分	O.) 所	得 興特)	^{え及び} の確定申告書 B	
/ <u>-</u>		T								個人	、番号	個人番号は印字されません	第
住	,									フ!	ガナ		_
事	は	# 1 -	1	- 1						氏	名	安倍 花子	表
(101)	<i>'</i> ac <i>)</i>									性	_		
平成	29 年 1 日 i 所	同 上								<u>男</u> 生		安倍 進次郎 妻 電話 自 宅・勤務先・携 帯 番号	<u>ا</u> ت
		017:10:01;16:04:48.1V	/)	1 + + + +	A ()		`\\	<u> </u>	h ú s	月 `+ 特	<u>ロレー</u>		
	<u> </u>	(単位は		種類青	色 分離		選 摸	失	修	<u> </u>	_示 ?	整理 選年以降 送付不要 送付不要 課税される所得全額 (の) [の]	の用紙は控用です。
	事业	営業等	7					<u> </u>	<u>_</u>			課税される所得金額 (⑨ - ⑳)又は第三表 上の⑩に対する税額	は
収	業	農業	1						<u>_</u>			上の®に対する税額 又は第三表の® ② 0	開
48	不	動 産	(<u>_</u>	Щ	 税	配 当 控 除 29	て
入	利	子							<u>_</u>	Щ	'^		9,
	配	当				2	2	3	1	3		(特定增改築等)区住宅備入金等特別控除分	
金	給	与	D		7	8	0	2	0	0		政党等寄附金等特別控除 ~ 33	
安西	雑	公的年金等	("	住宅耐震改修特別控除 区 日	
額	·νμ	その他	Ø									差引所得税額 (少少少少少少少少) (少少少少少少少)	
等	総合	短 期	\mathcal{D}								lo	災 害 減 免 額 ③	
,	総合譲渡	長 期									"	再 差 引 所 得 税 額 (藝 準 所 得 税 額) (③ - ⑤)	
	_	時	(#)									復興特別所得税額 (40)×2.1%)	•┐
	事	営 業 等									_+⊥	所得稅及び復興特別所得稅の額 (40) + (41))	1 復
	業	農業									計	外国税額控除 分 43	興
所	不	 動 産										所得税及び復興特別 44 2 0 3 7 0	符 別
得	利				Ī						<u></u>	所得稅及び復興特別所得稅及以復興特別(45)	
1 寸	配	 当				2	2	3	1	3	 算	((42) - (43) - (44)) 所得稅及び復興特別所得稅及少定納稅額 (第1期分・第2期分)	税税
金	給	与员员			1	3		٣ï	0	0		所得税及び復興 物める税全 47	lの
-	<i>™</i> H											第3期分の税額	記
額	総	合譲渡・一時									┝		<u>^</u> を
	<u>步</u>	+ { <u>(</u>			1	5		<u></u>	1	3		配偶者の合計所得金額(9)	人をお忘れなく。
					1	<u> </u>	2	5	1	<u>၂</u>	そ	専従者給与(控除)額の合計額(50)	れた
所	雑	損控除						<u>L</u>	<u> </u>			青色申告特別控除額 51	ا رُّمُ
得	医	療費控除			<u>i_</u>			<u> </u> _			の	所得稅の源泉徵収稅額の合計額 2	
か		会保険料控除					<u> </u>		닠			所得税の源泉徴収税額	l
5		模企業共済等掛金控除					<u> </u>	<u>_ </u> _			他	本年分で差し引く繰越損失額 (54)	
差		命保険料控除					<u> </u>	<u>_</u>	_			平均課税対象金額 🚳 📗 📗 📗	
し	地	震保険料控除					<u> </u>	<u>_</u>		Щ	L	変動・臨時所得金額分 56	
 引	寄	附金控除									延星納	申告期限までに納付する金額 57 000	
か	寡	婦、寡夫控除					0	0	0	0		延納届出額[58]	
れ	勤	的学生、障害者控除 	~				0	0	0	0	還受付	3 D T	
る	配偶	者(特別)控除 区 分	21) ~ 22				0	0	0	0	בֹּ		
金	扶	養 控 除	23)				0	0	0	0	る 税 ^均	名等	
額	基	礎 控 除	24)		3	8	0	0	0	0	金 のA		
	合	計	25)		3	8	0	0	0	0			-
 〔税 署	理 名 扩	士 甲 印 季 号										収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、 告書提出時に請求してください(内容を証明するものではあり せん。)。	

税理士法第33条 の2の書面提出有 税理士法第30条 の書面提出有

申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではあり ません。)。

所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。 この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出 する必要がありません。

23,313 3,417 3 3,417 3 3,417 3 3 3 3 3 3 3 3 3												
所得の方法 所述 所述 所述 所述 所述 所述 所述 所	国税庁HP(2017:10:01;1	6:04:48.1V) 所得税乃7) _ 	u_ ==	整番	建理 等号					
1	 	8 年分の	復興特別所得稅	の確定申	告書 B		rr/84 > *	51 314v	ᅝᄼ		≠	
世 所		entil Butting and a second	integration in the second									 全の種類など
世						雑	22.					2-1-12// 0-2
世 所		9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				控	坦宇仝茹			<u> </u>		
世 所			1 - 1	1		1				円 /// // // // // // // // // // // // /	支出の金額	頂
日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本 日本会社の日本会社 日本会社会社 日本会社会社 日本会社会社会社 日本会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社			oling gal _{aligner} .			医控療	支払医療費			体限並る	I	
女性 化子	フリ ガ・					1		支払保	· 険料 円 (掛金の1	重類 支	
所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税題)	氏名		花子			社 会				等		
福日 - 所得の生する場所では 収入 全 額						保険				金		
福日 - 所得の生する場所では 収入 全 額						料控			業 共	7		
福日 - 所得の生する場所では 収入 全 額)所得	の内訳 (所得	昇税及び復興特	持別所得税の源	泉徴収税額)	-			П			
1	所得の種類			収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	生料	ACTOR I SE A CORNINI EST		IF.			
株式音社	利子・					命 保		1	-	個人牛金俐쩆	10万計	
1,000,000		株式会社		22,010	5,417	1 5		Г	円			
1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 16,953 1,000,000 1,000	給与			780,200	0		地震保険料の計		IE	長期損害保険	の計	_
日本の		計算明細書のとお	(IS	1,000,000	16,953	電 寄控 分 金 除	寄 附 先 の 所在地・名称	1		寄附	金	F
金子 10 10 10 10 10 10 10 1							□ 寡婦(寡夫				控除	
全部				- 4 5 - 4 5	H) 9 項	□離 婚	□生死□未		子松石		
銀所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得 譲渡所得、一時所得に関する事項 日			44 所 得 税 合	以び復興特別の源泉徴収税額の計額		② 障 空 宝	氏名					
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	か供信/2	小的年令笙以办)。	松今課形の配当所	俎•镰疳斫俎	近辺に閉 え る車で		配偶者の	氏名	生 年	月日		
技験対象扶養親族の氏名 焼柄 生 年 月 日 控 除 額 明 大 四 平 万円 技 日本	所得の種類	種目・所得の										
技験対象扶養親族の氏名 焼柄 生 年 月 日 控 除 額 明 大 四 平 万円 技 日本					円 22.313	(特別)控	個人番号			<u>'</u>		
接機関係の氏名 個人番号 原子 原子 原子 原子 原子 原子 原子 原				-		<u></u> 除	控除対象扶養新	見族の氏名 :			1 1	
特例適用条文等 一個人番号 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日						8						力円 ————————————————————————————————————
特例適用条文等 擦 照・平 ・						扶	個人番号					
P						養						万円
開大 R R R R R R R R R)特例)	適用条文等					個人番号					
個人番号 一次												万円
事業専従者に関する事項 個人番号 続柄 生年月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額 明・大 昭・平 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						除	個人番号		•			
事業専従者の氏名 個人番号 続柄 生年月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額 住民税・事業税に関する事項 (金) 専従者給与(控除)額の合計額 円 は表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	重業	東従老に関す	ス重酒						Ø 5	養控除額の	合計	万P.
田・平 ・ ・ 田・大 田・				】 人 番 号				I B	従事月数・精	呈度・仕事のF	容 専従者	
Ri · 平 · ·												円
住民税・事業税に関する事項 ・												
16 扶養親族の氏名 個 人 番 号 続柄 生年月日 別居の場合の住所 寄附金税額控除 都道府県、市区町村分 住所もの共同等 大夫 平 ・・ ・) 住民	税・事業税に	- 関する事項					'	⑤ 専従	番給与(控除)額の合語	十額	円
本 本 市区町村分 作用もの内容等 本 市区町村分 作用もの内容等 本 日本の内容等 大 本 日本の内容等 本 日本の内容等 本 日本の内容等 本 日本の内容等	16 扶		-,,,,,			続柄	生年月日	別	まの場合	の住所		
え 茶	未						<u>平</u>				市区町村分	分
親	l t± l						平 · ·				金会、日赤支部	分
	氏 養 一						平・・				指定市区町村	र्च

 事
 非
 課
 税
 所得
 円
 前年中の開始・廃止月

 不動産所得から差し引いた 青色
 申告特別 控除額
 事業用資産の譲渡損失など
 他都道府県の事務所等

5,535

円 給与・公的年金等に係る所得以外(平成29年

4月1日において65歳未満の方は給与所得

以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与から差引き

自分で納付

 別居の招給対象団偶者・招給対象技養親族
 氏
 住所
 所得税で控除対象配偶者
 氏
 給与

 ・事業専従者の氏名・住所
 名
 おどとした専従者
 名

門非 居 住 者 の 特 例

株式等譲渡所得割額控除額

1,115

配当に関する住民税の特例

配当割額控除額

平成 28年分の 所得税及 びの確定申告書 (分離課税用)

		110000000 one	br J																	
													理号							
			al de									I⊫								1
												┃┃┃		表は、「分離課税 、その所得金額						
		шТ	Г 1	1 - 1	1									、ての所特並領	197711年が	はほど可力	19 5 /C 0.	ルで使用り	9 S G W	C 9 .
住	F.	_	-	, -	ı							╽┌╴		 特 例		用	 条	: \$	<u> </u>	
屋	F.												汥		~_	条	,,,		· 項	号
フリ		ナ アベ ハナコ										所 }	去推	法震法		条の			項	号
氏		<u>安倍</u>	花子									I		法震法		条 [項	号
												I	_				<u> </u>	- -	\dashv	
												PT J	女 垣]法[憲]法		条の	الللما		」」項	号
国税	庁HF	(2017:10:01;	16:04	:48.1V)					(単	位は	は円	\		_						
		短 一 般 分	 											⑩ 対応:	分 78					0
収		Auto I	3 [税		⑪ 対応:	分 79					
4X	分		te l		Ť							¹⁷⁷⁶	税	② 対応:	分 80					
		#A				 						金			+-		<u> </u>			
λ	離	議												1.01.0	+-+					0
λ	÷₽₽	渡 軽 課 分	9 [Щ	\sqsubseteq	\sqsubseteq		\sqsubseteq	၂၂၈		④ 対応:	+-				<u> </u>	
	課	一般株式等の譲渡	$ \mathcal{F} $										額	⑤ 対応:	分 83					
金	税	上場株式等の譲渡	<u> </u>		1	0	0	0	0	0	0	- '		⑩ 対応:	分 84					
亚	170	上場株式等の配当等	(F)									算		⑦ 対応:	分 85					
		上 先物取引	(b)		ī							11	781	」 から®までの合語 書B第−表の ② に転						0
額						 			\sqsubseteq			l⊢	株	書 B 第一表の (27) に転 本年分の (64) 、(65) か	- 1				<u></u> !	
台只	L		D		_				닏			_そ	式	差し引く繰越損失翌年以後に繰り越され	額回				<u> </u>	
	il	艮 職 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · 										١١,	等	損 失 の 金	額 88		_		_	
		短 一般分	59									の	配当等	本年分の 66 か 差し引く繰越損失	ら 額 89					
		譲軽減分	60 [ĺ								先	本年分の 67 か 差し引く繰越損失	5 00					
所	分	長一般分	61)		T							他	物取	翌年以後に繰り越され	13 (1)					
	,,	期特定分			_	<u> </u>						╽┕	引	損失の金	A	* \rts rr /P	<u> </u>	<u></u>		
	離	議				<u></u>							が離	課税の短期・	長期調	表 波所侍		金 事 類		
得	課	渡 軽 課 分							\sqsubseteq		Щ	X	分月	所得の生ずる場所	必要	経費	/ 収入		特別	控除額
	杯	一般株式等の譲渡	64													円		ĺ.		円
<u>~</u>	税	上場株式等の譲渡	65 [1	1	0	7	0	0	├	-							
金		上場株式等の配当等	66		Ĭ							11								
			67		一		\exists	\equiv	Ħ		\exists				合	計 92)			
安百					<u>_</u>	<u></u>														
額	L		68			<u> </u>						_		課税の上場株式	で等の配					 1
	il		69									種 生	する	所得の 収 場 場 所	入 金		当所得に		差引	金額
	総合	合課税の合計額 告書 B第一表の⑨)	9			1	5	2	5	1	3	╽├▔		- 7 · · ·		円	100 10	円		円
税	所得!		25			3	8	0	0	0	0	╎└								
170	(41	9 対応分	70						0	n	0	<u>()</u>	艮職	所得に関する	事項					
金		99 対応分	- +						=		=	所	得の)生ずる場所	収	入 金	額	退職	所得挖	除額
	課			<u> </u>						0		╽├─					円			円
の	税	60000 対応分							\equiv	0	=	igsqcup								
	さ れ	6469 対応分	73						0	0	0									
計	る	66 対応分	74						0	0	0									
- '	所 得	⑥ 対応分	75		Ì				0	0	0									
算	金	◎ 対応分							=	0		1								
- 1	額			l	-	<u></u>					=	1								
		⊚ 対応分	$ \Psi $ L						U	0	0	l								

1 面

の

用紙は控用です。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成28年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に 「使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの ▲必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所	町1 - 1 - 1		フリガナ	アベ ハナコ
(前住所)	()	氏 名	安倍 花子
電話番号	職業		関与税理士名	
(連絡先)			(電 話)	(

1/1-

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収	譲渡による収入金額		円	1,000,000 円
入金	その他の収入			
額	小 計(+)		申告書第三表争へ	申告書第三表②へ 1,000,000
必要経費	取得費(取得価額)			889,300
	譲渡のための委託手数料			
心に要した				
費用等	小計(から までの計)			889,300
特別議	E管理株式等のみなし渡 損 失 の 金 額 (1) Eddbanで書いてください。)			
差	引金額(--)			110,700
特定投資株式の取得に 要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合はひと書いてください。)				
所 得 金 額 ((一般株式等について赤字の場合は 0と書いてください。) (出験未式等について赤字の場合は を付して書いてください。)			申告書第三表(会)へ	黒字の場合は申告書第三表66へ 110,700
本年	分で差し引く上場株式等に る繰越損失の金額 3)			申告書第三表®へ
繰越控除後の所得金額(4) (-)			申告書第三表(③へ	申告書第三表③へ 110,700

(注)	租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲	度
` ′	(相対取引)がある場合の「上場株式等」の から までの各欄については、同項に規定する」	Ł
	場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の	
	欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の 窗欄に0を記載します。	

	措法_	_条の
特例適用条文	措法_	_条の

- 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項 に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 2 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、 欄の金額を限度として控除します。
- 3 欄の金額は、「上場株式等」の 欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の 欄の金額が 0 又は赤字の場合には記載しません。 なお、 欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

「上場株式等」の 欄の金額が赤字の場合で、 譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してくださ

١١

(平成28年分以降用)

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)		譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座	SBI <u>証券会社</u> 銀 行 ()	本 店店出張所	円 1,000,000	円 889,300	円 110,700	円 16,953
源泉口座	証券会社 銀 行 ()	<u>/</u> 本 店 支 店 出 張 所				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行¦	本 店 支 店 出 張 所 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	()	本支出 (
源泉口座	証券会社 銀 行 ()	本 店店店所 ()				
合	計(上場株式等(特定口座))		1,000,000	1面 へ 889,300	110,700	申告書第二表「所 得の内訳」欄へ 16,953

【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲 渡 年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取 得 費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	耳	双 得 €月日	
一般株式等			株(口、円)		円	円	円		•	
上場株式等								(.	•)
一般株式等									•	
上場株式等								(•	•)
一般株式等									•	
上場株式等								(.	•)
一般株式等									•	
上場株式等								(•	•)
一般株式等									•	
上場株式等	• •							(.	•)
合	計	_	般 株	式 等	1面 へ	1面 へ	1面 へ			$\overline{}$
	пI	 上場	株式等(-		1面 へ	1面 へ	1面 へ			

この用紙は控用です。

確定申告書等作成コーナーを利用された方につきましては、翌年の申告書の送付を行わないこととさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出書類等のチェックシート

(このチェックシートを提出する必要はありません。)

確定申告書等作成コーナーのご利用ありがとうございました。

この提出書類等チェックシートは、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等や別途税務署に提出してい ただく書類等をご確認いただくものです。

記載内容をご確認の上、出力した申告書とともに添付書類を住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

【提出書類等のご案内】

作成した由告書等の内容から由告書に添付又け提示する必要があると思われる書類は、次のとおりです

	13% 0	
関係項目等	作成 有無	提出(添付又は提示すべき)書類等
確定申告書		申告書B第一表(提出用)
確定申告書		申告書B第二表(提出用)
確定申告書		申告書第三表(分離課税用)(提出用)
確定申告書		本人確認書類の写し (左下のご案内をお読みください。)
配当所得		特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書
給与所得		給与所得の源泉徴収票 (原本)
株式等の譲渡所得		株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
上場株式等の配当等及び譲渡		申告する特定口座(源泉徴収口座)の特定口座年間取引報告書
<		

< 留意事項等 >

- 「作成有無」欄に「」の表示があるものは、確定申告書等作成コーナーで作成した書類です。
- 「関係項目等」欄に(注)の表示ある書類については、給与所得のある方が年末調整の際に適用を受けている場合、提出不要です。

- 入力内容によっては、添付又は提示する必要がある書類が、正しく表示できない場合があります。ご不明な点がございましたら、 国税庁ホームページをご確認いただくか、税務署へお尋ねください。

【提出方法及び納付方法等のご案内】

提出方法

申告書等は、郵便又は信書便による送付(送料は各人の負担になります。)のほか、所轄の税務署への持参、時間外収受箱への投函による提出も受け付けています。

郵送等により提出する方で、申告書の控えに収受日付印が必要な方は、申告書の控えのほ か返信用封筒 (宛名をご記入の上、所要額の切手を貼ってください。)を同封していただけ れば、収受日付印を押印し、返送いたします。

納付方法

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、<u>平成29年3月15日(水)まで</u>です。納期限までにお近くの金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください(確 定申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありませんので、ご注意

ください。)。 また、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は所轄の税務署に出向かなくても自動的に納付できる大変便利な振替納税もご利用いただけます(期限内に申告をされた方に限 ります。)。 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認書類について

マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は写しの添付が 必要になります。

<本人確認書類の例>

マイナンバーカードのみ 通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証 例1: など

詳しくは、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)をご 覧ください。

【提出先税務署のご案内】

「提出先税務署」の所在地等を印刷していますので、郵送等 により書類を提出する場合には、点線部分で切り離し、封筒に 貼るなどしてご利用ください。

= 130 - 8686

墨田区業平1丁目7番2号

本所税務署 行

国税庁HP(2017:10:01;16:04:48.1V)